主 文

- 1 被告は、原告に対し、金5万円及びこれに対する平成10年11月27日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。

事実及び理由

第 1 請求 主文同旨

第2 事案の概要

1 事案の要旨

本件は、東京拘置所在監中の原告が、東京拘置所長に対し私本購入の出願(以下「本件出願」という。)をしたところ、東京拘置所長がこれを不許可とする処分(以下「本件処分」という。)をしたため、同処分は違法であり、違法な同処分により精神的苦痛を受けたとして、被告に対し国家賠償法1条に基づき慰謝料金5万円及び処分の日である平成10年11月27日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払を求める事案である。

原告は、当初、東京拘置所長を被告として本件処分の取消請求も併合提起していたが、東京拘置所長が原告に対する差入れ・購入の制限を全面的に解除することを決定し、平成14年5月13日に原告に告知したことから、本件訴えのうち、同請求に係る部分を取り下げた。

2 法令等の定め

(1) 監獄法(以下「法」という。)51条は、「在監者ノ携有スル物ハ点検シ テ之ヲ領置ス」と定める。

そして、平成9年4月23日に、前条の規定に基づき、被収容者の領置物の管理に関する規則(平成9年法務省令第38号、以下「本件省令」という。)が公布、 同年10月1日に施行された。本件省令は、所長が、衣類臥具について、被収容者の法的地位、別等を勘案して定めること(3条)、衣類臥具以外の物について、被収容者の法的地位人当たりの領置に係る保管量を、領置倉庫において領置物を保管することができるるとを収容定員で除したものから3条1項の規定により定めた衣類の総数を保管する容器の形状等を勘案して定めること(4年であるでは、4年であるでは、4年であるでは、4年であるにより定めた保管量を超えるときは、その物の購入を許さないる。4条1項の規定により定めた保管量を超えるときは、その物の購入を許さなができること(7条)、7条の規定は、衣類臥具以外の物(飲食物及び金銭を除く)の差入れについて準用すること(8条)をそれぞれ規定する。

そして、本件省令には附則において経過措置が規定され、本件省令施行の際に現に領置されている衣類以具の種類ごとの個数又は衣類以具以外の物の容量が3条1項の規定により定めた種類ごとの個数又は4条1項の規定により定めた保管量を固定しては、本件省令施行の日から6ヶ月間(平成10年3月31日までは施行時領置数量から基準保管数量を控除した数量(以下10年9月30日までは施行時超過数量から基準保管数量を加えたもの、平成11年9月30日までは施行時超過数量の2分の1に基準保管数量を加えたもの、平成11年9月30日までは施行時超過数量の4分の1に基準保管数量を加えたもの、平成12年9月30日までは施行時超過数量の8分の1に基準保管数量を加えたものを保管量とする旨規定されている。

(2) 東京拘置所長は、本件省令3条1項及び4条1項に基づき、死刑確定者(男性)の1人当たりの「衣類臥具」の種類及び種類ごとの個数として上衣13点、下衣6点、下着上9点、下着下15点、靴下類7点、防寒衣2点、敷布団1点、掛布団1点、毛布等3点とし、これらを保管するための容量を1.3箱分(1箱の大きさは、幅32センチメートル、長さ48センチメートル、高さ30センチメートルで、容量は46リットル相当である。)、衣類臥具以外の物を保管するための保管量を1.2箱分として、被収容者1人当たりの基準保管数量を2.5箱と定めた。

(3) 被収容者の図書等の閲読に関して、法31条1項は、「在監者文書、図画 ノ閲読ヲ請フトキハ之ヲ許ス」とし、同条2項で「文書、図画ノ閲読ニ関スル制限 ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム」と規定している。そして、同条の委任を受けた法施行規則 86条1項は、「文書図画ノ閲読ハ拘禁ノ目的二反セズ且ツ監獄ノ紀律ニ害ナキモ ノニ限リ之ヲ許ス」と規定し、同2項は「文書図画多数其他ノ事由ニ因リ監獄ノ取 扱二著シク困難ヲ来タス虞アルトキハ其種類又ハ箇数ヲ制限スルコトヲ得」と規定している。さらに、「収容者に閲読させる図書、新聞紙等取扱規程」(昭和41年12月13日付け法務大臣訓令、以下「取扱規程」という。)及び「収容者に閲読させる図書、新聞紙等取扱規程の運用について」(昭和41年12月10日付け矯正甲第1330号矯正局長依命通達、以下「運用通達」という。)によって、図書等の閲読を許可できる基準、図書等を交付する際の手続、閲読を終了した図書等の取扱いが定められている。

取扱規程においては、被収容者の私有の図書を「私本」と定義し(2条)た上、私本の取扱いについて、3条5項に定める支障となる部分の抹消又は切り取り、並びに14条に定める切り取り部分及び閲読後の雑誌の廃棄についてあらかじめ書面によって本人の同意を得た上、閲読を許す私本に閲読許可証を付し、これを本人に付するものとし(11条)、3条5項の規定により私本の切り取った部分及び閲読後の雑誌は廃棄するものとされ(14条)、ただし、本人からの願い出があり、かつ、所長において適当であると認めるときは、閲読後の雑誌については領置し、3条5項の規定により切り取った部分については特別に保管し、釈放の際本人に交付するとされる。

東京拘置所においても、前記の定めに従って、私本について、雑誌と雑誌以外の 私本とに区分し、被収容者が雑誌を購入した場合又は被収容者に対して雑誌が差し 入れられた場合は、取扱規程14条に基づき、閲読後は原則として廃棄することと している。また、被収容者が雑誌以外の私本を購入した場合又は雑誌以外の私本が 差し入れられた場合は、当該私本は、雑誌のように閲読後原則として廃棄する扱い とはせず、被差入者である被収容者の領置物(衣類臥具以外の物)として保管手続 をした後、所定の交付手続を経て交付し、閲読後は原則として領置することとして いる。

3 前提となる事実(証拠を掲記しない事実については、当事者間に争いがない。)

(1) 当事者

原告は、昭和62年4月21日、殺人、爆発物取締罰則違反等被告事件での死刑 判決が確定した者であるが、同判決確定以前の昭和50年から引き続き東京拘置所 に収容されている。

(2) 本件処分に至る経緯

ア 平成9年9月1日及び25日、原告を含めた拘置所収容中の被収容者に対して、所内放送により、本件省令に基づき東京拘置所長が定めた基準保管数量及びそれを超過している者に対する経過措置等について連絡し、また、同年11月、本件省令に関して「所内生活の心得」を一部改正し、改正部分を印刷した用紙を、既に各被収容者に配布されている「所内生活の心得」に貼付した。

各被収容者に配布されている「所内生活の心得」に貼付した。 イ 平成9年10月1日、本件省令が施行され、原告の領置物の保管数量を調査したところ、原告の施行時領置数量は、「衣類臥具」については、上衣68点、下衣20点、下着上20点、下着下20点、靴下類21点、防寒衣0点、敷布団2点、掛布団4点、毛布等4点で、「衣類臥具以外の物」の保管量は77.5箱分であった。

た。 ウ 同年11月5日、拘置所職員が原告に対して、第1期経過保管数量が施行時領 置数量である旨告知し、併せて領置物を減らすように指導した。原告は、同年12 月1日 下衣1占 下着下1占の廃棄を出願した。

月1日、下衣1点、下着下1点の廃棄を出願した。 エ 平成10年4月1日、本件省令に基づき、原告の第2期経過保管数量は、上衣55点、下衣17点、下着上18点、下着下19点、靴下類18点、防寒衣2点、敷布団2点、掛布団4点、毛布等4点、「衣類臥具以外の物」の保管量は58.5箱となった。そして、同日、原告の領置物の保管数量を調査したところ、「衣類臥具」については、上衣68点、下衣19点、下着上20点、下着下19点、靴下類21点、防寒衣0点、敷布団2点、掛布団4点、毛布等4点、「衣類臥具以外の物」の保管量は77.5箱分であった。

物」の保管量は77.5箱分であった。 そこで、同月14日、拘置所職員が原告に対して、「衣類臥具」については、上衣13点、下衣2点、下着上2点、靴下類3点、「衣類臥具以外の物」については、19箱分超過している旨告知するとともに、同日から1ヶ月以内に超過数量を解消しない場合は、その状態が解消されるまでの間、超過物について、購入及び差入れの制限を受けることがある旨を指導した。

オ 平成10年5月6日、原告が下着下1点及びタオル1点の廃棄を出願したので、これを廃棄した。

カ 平成10年6月2日、拘置所職員が原告に対して、これまでに超過して保管されている領置物について解消するように指導されていたにもかかわらず、是正されていないので、「衣類臥具」については、上衣13点、下衣2点、下着上2点、下類3点超過しているので、当該種類の購入及び差入れを認めない旨を、また、「衣類臥具以外の物」については、19箱分超過しているので、飲食物を除く「衣類臥具以外の物」の購入と飲食物及び金銭を除く「衣類臥具以外の物」の差入れは、それぞれ認めないが、領置物として保管されることのない消耗品及び新聞・雑は、それぞれ認めないが、領置物として保管されることのない消耗品及び新聞・雑誌等については、原則として購入及び差入れは認める旨を告知し、同日から告知した物品に係る購入及び差入れの制限を開始した。

キ 原告は、平成10年8月11日に下着上1点及び下着下2点、同月21日に座布団カバー1点、同年9月7日に上衣1点、下衣1点、下着上1点及び下着下1点、同月9日に敷布団1点及び掛布団1点、同月下旬に下着上2点及び下着下1点について、それぞれ廃棄を出願したので、これを廃棄した。下着上については、同年8月11日及び同年9月7日の廃棄出願に基づき廃棄されたことにより、その個数が第2期経過保管数量以内になったため、購入及び差入れの制限が解除された。

また、原告は、同年8月27日及び同年9月7日に、書籍〇. 5箱分、同月29日に書籍1箱分の宅下げを出願したので、これを許可した。さらに、同日、下着上2点及び下着下2点の差入れがあったため、これを許可した。

ク 平成10年10月1日、本件省令に基づき原告の第3期経過保管数量は、上衣41点、下衣13点、下着上15点、下着下18点、靴下類14点、防寒衣2点、敷布団2点、掛布団3点、毛布等4点、「衣類臥具以外の物」の保管量は39.4箱分となった。そして、同日、原告の領置物の保管数量を調査したところ、「衣類臥具」については、上衣67点、下衣18点、下着上18点、下着下16点、靴下類21点、防寒衣0点、敷布団1点、掛布団3点、毛布等4点、「衣類臥具以外の物」の保管量は75.5箱分であった。

コ 平成10年11月26日、原告の本件出願について検討した結果、原告が購入 を希望した本件図書は、拘置所の取扱いによれば購入後は領置の対象となる私本に 該当し、飲食物ではない「衣類臥具以外の物」であり、本件省令4条1項により定 めた保管量を超えるものであったため、東京拘置所長は、原告の本件出願について 許可しない旨決定し、同日、原告に対して、本件図書の購入は許可しない旨を告知 した(本件処分)。

サ 東京拘置所長は、原告の死刑確定前の養子縁組によって養母となっていたBと原告との交渉について、死刑確定後は原則として禁止していたが、平成13年11 月1日に至ってこれを改め、面会並びに面会日以外の差入れ及び宅下げを各月1回 とするなどの回数制限を付した上で、これを認めることとした。

そこで、原告は、これまで領置倉庫に保管されていた物の多くを同女に保管してもらうこととして順次宅下げの手続をし、平成14年5月10日までには保管量を10箱前後まで減少させたところ、東京拘置所長は、同月13日、原告に対してそれまでの差入れ及び購入の制限を全面的に解除する旨告知した。

4 当事者の主張及び争点

(1) 原告の主張

ア 本件処分の違法性

(ア) 本件省令の違法性

在監者が獄中で保有する私物の総量に制限を加える場合、全在監者について同一の許容保管量を定める方式は、在監者間に著しい不平等を生じさせるものである。

在監者が獄中で保有することが必要な、又は、保有できることが望ましい私物の総量が、通常、在監者の収容期間に比例して増加するものであることは経験則上明らかであり、各人の収容期間に比例して許容量を定めるべきである。

よって、全在監者に同一の許容保管量を定める方式は、法53条による委任命令 を逸脱した違法・無効なものというべきである。

(イ) 本件処分の違法性

a 本件省令の解釈と運用

仮に、本件省令を適法なものであると解する場合であっても、本件省令の解釈及 び運用は、在監者の権利・利益の尊重と公益の確保との間のバランスが取れた合理 的なものでなければならない。

本件省令5条によれば、被収容者が3条1項の規定により定めた種類ごとの個数を超えて衣類臥具を購入しようとした場合には、当該施設の所長は、本条にとの個数許可の権限を行使すべき職務上の義務を有することとなるが、定めた種類でとの個数を超過するときないし、がかる場合の差入れ等の購入を制限自由規量を担合し、がかる場合の差入れ等の情性がある。差入れ等の制限は、非人間的で不自然な拘禁生活ののではない。差入れ等の制限は、非人間がで不自然な拘禁生活のの事情を考慮してもなお、所長は所定の基準保管数量を超える差入れ等の申請について理由があるがある。上記解釈は、法務省矯正局総務課長が矯正管区長、行刑施設長等に記載した内容と同趣旨であり、内閣総理大臣が衆議院議員に対する答弁書に記載した内容と同一である。

さらに、所長が、右の裁量権判断をなす際に、いわゆる「目的違反」や「他事考慮」、「比例原則違反」等があってはならないことはいうまでもなく、形式的には本件省令に基づく処分であっても、それが本件省令の立法目的とは異なる動機に基づくものであったり、本件省令の目的達成に必要とされる以上に厳しい制限を課すものである場合には、裁量権を逸脱濫用したものとして、取消しを免れない。

b 死刑確定者の法的地位

死刑確定者は、死刑の執行を確保するために監獄に拘置されるものであり、拘置に伴うさまざまな制約を受忍すべき立場にある。しかし、死刑確定者といえども、死刑が執行されるまでの間は憲法の規定する基本的人権の保障を享受し得る地位にあり、これに対する制約は、その拘禁の目的及び性格に基づく、必要かつ合理的なものにとどめられるべきことはいうまでもなく、とりわけその心情の安定という面においては、死刑確定者が生命を断たれることは確実であるにもかかわらず、その時期が明らかでないまま拘禁を甘受せざるを得ないという精神的に極めて過酷な状況下にあることに留意する必要がある。

c 領置の法的性質と領置物の範囲

領置とは、在監者の私物について占有等の権利行使の禁止を命ずる法律行為的行政行為であり、宅下げを許す際には、この禁止が全面的に解除されるのであり、舎下げとはこの禁止の効力を一部解除して本人の使用を許すことである。法施行規則140条は、領置物について領置台帳に登記すべき旨規定しているが、登記の有無は領置の効力を左右するものではない。

東京拘置所では、在監者の携有物や購入により適法に取得する金品もすべてその 取得と同時に領置をしているのであって、例えば、雑誌は、閲読後廃棄を予定され ていて領置台帳に登記されるものではないが、房内所持の期限が付され、その後の 宅下げ等の処分が自由でないことからすると領置物であることが明らかである。

なお、房内所持が認められていた領置物を領置倉庫に送る事務を「領置」と称することがあるが、この事務は正確には「領置物の保管」というべきものである。 d 宅下許可の法的性質

宅下許可は、前記のとおり、領置による禁止を全面的に解除してするものであるから、これによって、領置の処分は自動的に失効するものであると解される。したがって、宅下げの許可後、宅下げがされる間の保管は、領置の継続ではないのであり、その後に目的物が領置倉庫に保管されていても、それは領置物として保管されているのではない。

e 宅下義務の不存在

原告の領置物はすべて本件省令が施行される前に適法に取得され、領置されているものであって、原告が同所においてそれらの領置物を保有することにはいかなる

違法性もない。したがって、本件省令が適法であるとしても、原告は、領置物を宅下げ又は廃棄して、その数量を減らさなければならない法律上の義務を負わず、単 に、新たな差入れや購入により領置倉庫に新たなスペースが必要となる場合に の差入れや購入の制限を受忍すべき義務を負うにすぎず、領置倉庫における保管量 の増加につながらない物品の差入れは当然に認められるべきである。

したがって、東京拘置所長が原告が基準保管量を超える保管物を保有しているこ

とに対する制裁として、ひいては、原告が減量の指導に従わざるを得ないようにし向ける目的で図書の購入を禁止することは許されず、権限の濫用に当たる。原告の収容期間の長さ、原告の刑事事件が複雑・重大なもので、思想的な動機を有するものであること、投獄後も自己の思想と良心に基づく活動として、在監禁の 処遇改善運動や死刑廃止運動に積極的に関与していたこと、多数の民事・行政訴訟 を追行してきたこと、独善に陥ることなく人間として成長し続けるためにさまざま な書籍を読破していることなどの諸事情のため、原告については、他の在監者より も早いペースで領置物が増加せざるを得ない状況にあり、再審請求の進行に最小限必要な訴訟記録だけでも基準保管量を超える状態であった。他方、原告は、未決勾 留当時から実親族との交通が希薄であり、死刑確定を前に養子縁組において養親族 を得たにもかかわらず、東京拘置所長は、死刑確定後に養親族との交通をすべて禁 止したため、原告は領置物の適当な宅下げ先がない状況となった。本件処分前の平 成10年7月17日に至って、同所長はC(以下「C」という。)が実父の代理人として宅下げ物を受け取ることを認めるに至ったが、この段階では最小限必要な訴 訟記録だけでも基準保管量を超えており、いったん宅下げすると再差入れができない状態にあったため、使用頻度の低いものについても再使用に備えて獄中に保管せざるを得なかった。このような諸事情からすると、原告の領置物の総量が在監者の 平均値を大幅に上回ってもやむを得ない。

官本の不十分さ

在監者が被告事件について無罪を争い、処遇問題について訴訟を起こし、あるい は法律学その他の学問や芸術等を深く研究しようとする場合、多数の図書やその他の資料が必要となることは多言を要しないところである。東京拘置所の図書室には、約5800冊の在監者用の図書が所蔵されているが(うち300冊以上が破損等により廃棄済である。)、法律書はわずかに16冊であり、それも判例集や監獄 法令の注釈書は1冊も含まれておらず、法律書以外の官本も同所のそれは質・量と もに不十分である。そして、東京拘置所には、欧米のような在監者が公立図書館を 利用できる仕組みや、在監者専用の法律図書室も設けられておらず、長期の在監者 は訴訟や学習上必要な図書を自ら入手し、各自の必要にかなう状態を作るほかな い。

死刑確定者にとっての領置物の重要性

死刑確定者にとって拘置所は終の栖であり、紛れもない生活の本拠であるから (原告は、死刑確定後、拘置所の所在地に住民登録済である。) 、領置物の価値や 役割は一般在監者の場合と死刑確定者の場合とでは大きく異なり ・一般に領置物の 十分な保有の必要性は一般在監者よりも死刑確定者の方がはるかに高いといえる。 同所に収容中の短期受刑者との比較においても、刑務作業の有無等他の受刑者等と 接する機会や娯楽・教育の機会の頻度において両者への処遇は全く異なるのであ り、これらの機会の極めて少ない死刑確定者には、領置物の必要性は格段に高い。 現行取扱いの悪平等性

収容期間が1月にも満たず領置物の保有をほとんど必要としない在監者と、原告 のように長期間収容され拘置所が生活の本拠となっている在監者とを区別せず、両 者に全く同じ数量の領置物しか保有を認めないのは、悪平等の典型であって、形式 的には平等のようであっても、その取扱いにより在監者に与えている不利益には著 しい差異がある。このような取扱いが裁量権の適法な行使であるとは到底解するこ とはできない。 i 訴訟記録等の扱いの違法性

東京拘置所では、受信書と48号文書の保管量は制限していないが、弁護士が差 し入れる刑事事件の訴訟記録及び訴訟代理人弁護士が差し入れる民事事件の訴訟記 録については、その保管量を「衣類臥具以外の物」の保管量に含める取扱いをして いる。これらの訴訟関係書類は2メートル以内に限り房内での所持が認められるこ とになるが、これを超えるものは倉庫での保管に移さねばならず、その量が所定の 箱数に収まらない場合には、宅下げをして外部での保管に移さなければならないこ ととなる。

このような取扱いを是認すると、収容期間の長期化が避けられない複雑・重大な 刑事事件の被告人や多数の民事事件の当事者となった在監者は、十分な訴訟活動を 行えないことになるから、在監者が訴訟記録等を所定の数量を超えて保有するに至 るのは、そのような不都合を避けるためにやむを得ないものであり、そのような場 合にまで書籍の差入れや購入を制限することは明らかに不当である。

す 本件宣誓書の効果 原告は、本件願せんに添えて、①本件図書を閲読後直ちに宅下げするという制約と②原告がこの制約に違反した場合に本件図書差入許可の撤回及び廃棄がされることについてあらかじめ同意する旨記載した誓約書を添えているが、②の意思表示については、購入許可が実際にされ、本件図書の購入がされた以降においては原告において撤回することが認められないものであり、東京拘置所長としては、本件図書の購入の前後を問わず、本件図書差入許可の撤回をすることができるが、その場合、東京拘置所長は本件図書を強制的に廃棄することができるのであるから、本件宣誓書は、原告の領置物の総量増加防止の効果を備えたものであるといえる。

k 本件購入を許可した場合の弊害の不存在

(a) 本件購入を許可した場合、領置台帳に領置物として登記はされるものの、 倉庫で保管されることなく本人に交付され、本件図書を閲読した後は誓約書に従って 宅下げをすれば、一度も倉庫で保管されることなく外部に出ることとなる。窓中 での宅下げを行った場合、一時的な保管は必要であるが、倉庫における保管量の 加とみるには当たらない程度のものである。東京拘置所の領置倉庫の保管容量が4 らリットル入り領置容器に換算して5655箱であるのに対し、平成11年3月時 点での領置物の保管量は3900箱にすぎない。そして、現在では、経過措置の実 施期間が終わり、本件省令が完全施行されており、領置倉庫の活用率はさらに下 しているのであるから、本件購入やその他の購入を許可しても同所の領置業務に支 障が生じる蓋然性はない。

- (b) 東京拘置所では、原則として閲読後廃棄される雑誌類やパンフレット類についても、訴訟上や学習上の必要がある場合には、外部への宅下げが認められるのであり、現に、原告の書籍の差入れ・購入制限開始後に購入した書籍についても、家族や弁護士、裁判所等への宅下げが認められ、必要に応じて許可しており、宅下げが許可された雑誌等についてはいったん領置台帳に登記した上でそれを抹消する方法で、宅下げ記録を残す事務処理をしている。そして、雑誌についても受取人が来るまで領置倉庫において保管をしているのであり、雑誌と本件図書の間に法的及び実質的な差異は全くない。
- (c) 領置物の総量規制との関係で書籍の購入許可に条件が付される場合、条件の内容は閲読後の宅下げというもの以外にあり得ず、条件の内容が在監者や書籍でとに異なるということはあり得ない。また、条件付きで書籍を購入する者は、領置物の多い長期在監者に限られ、条件の内容は倉庫保管を求めない点にあり、閲読後宅下げをするか廃棄するかのいずれかであるから、条件の履行に何ら複雑な点はなく、書籍に添付された閲読許可書に適当な表示をしておけば容易に対処することは可能である。したがって、閲読後に宅下げをするとの条件付きで書籍の購入を許可することによる弊害はなく、本件出願についてもこのような条件付き許可をすれば足りると考えられる。

イ・損・害

本件処分により、原告は、本件図書を閲読する自由を妨げられ、本訴の提起と遂行を余儀なくされ、死刑確定者としての余命時間を大幅に奪われることにより、重大な精神的苦痛を被った。この苦痛に対する慰謝料は金5万円が相当である。 (2) 被告の主張

ア 本件省令の適法性

すべての在監者は、収容期間の長短にかかわらず日常生活の大半を居房という限定された場所で過ごすのであり、かかる生活に必要とされる私物の数量には自ずから限度があるのであるから、在監者が必要とする私物の量が収容期間の長短に単純に比例することがあり得ないことは明らかであるから、原告の主張は、そもそもの前提において失当である。むしろ、一部の被収容者が他の被収容者に比較して、自己に領置物を有していると、他の被収容者の領置スペースを圧迫し、領置係職員もその一部の被収容者の領置物の管理のために多くの時間と労力を費やさざるを得なることなどから、全収容者の領置物を適正かつ良好に管理することが困難となるばかりか、被収容者間に不公平感を醸成するなどして、規律秩序の維持にも支障を生ずるおそれがあるのであるから、被収容者1人当たりの領置物の総量を平等に

設定することは合理的であり、本件省令が在監者間に不平等を生じさせるとする原 告の主張は採用し得ない。 イ 本件処分の適法性

- (ア) 東京拘置所長は、法53条に基づく本件省令により本件出願を不許可としているのである。すなわち、本件図書の購入については、東京拘置所長においてその許否を検討したところ、本件出願当時、本件省令に基づく原告の「衣類臥具以外の物」の経過保管量は39. 4箱分であったところ、原告は79. 5箱分保管しており、36. 1箱分も超過している状態にあったこと、また、本件図書の購入が原告の権利救済のため必要である等特段の理由があるものと認められなかったことから、原告に「衣類臥具以外の物」の購入を許可することは本件省令の趣旨に反するものと認められたため、これを許可しなかったものである。

仮に、本件出願を許可するとした場合については、購入を認めた図書が宅下げがされる前に、改めて同様の条件付出願がされること、購入した図書が宅された後、新たに同様の条件で数冊の図書の購入が出願されること等が予可しないとりる理由を見い出すのは困難であると、既に基準省の出願も許可せざるを得なると見込まれた。そうが図書であるため、既に基準省を出るかに超える領置物を保有し、その大部分が図書であるため、既本件名には、図書をはじめとする新たな領置物を購入することがの書をないはずるによがである。またいからず、実際の取扱いにおいては新たな図書を際限なく購入することがあるよいのである。またいから本件出願を許可しないという扱いが合理的との判断に至ったものである。またいから本件出願を許可しないという扱いが合理的との判断に至ったものである。または、

なお、本件処分は、領置物の適正かつ良好な管理を図ることを目的とした本件省令に基づいてなされたものであって、原告に精神的苦痛を与えることを目的としていないことは明らかである。

(イ) 本件省令の趣旨については、被収容者1人当たりの領置物の総量を超える場合であっても、新たな差入れ等を許可するという合理的な裁量権の行使を否定をるものではない旨の矯正局総務課長通知や衆議院議員の質問に対する内閣総理大臣の答弁書がある。しかし、それらの趣旨は、いずれも、当該被収容者に何らかの別的な事情がありさえすれば、すべからく監獄の長は差入れ等を許可すべしとするものではなく、個別具体的な事情に照らし、特別の理由があると認められる場合には監獄の長の裁量により差入れ等を許可しても差し支えない旨を注意的に明らかにしたにすぎないから、被収容者1人当たりの領置物の総量を超える場合であっても、差入れ等を不許可とするためには必要かつ合理的な理由が必要であるかのような原告の主張はその前提において失当である。

(エ) 本件処分は、官本が存在することを理由とするものではないから、これが本件処分の違法性を基礎付けるものにはならないし、官本は、余暇時間の善用を図るため、在監者により広く読書の機会を与えることを目的として監獄において備え付けているものであり、在監者の訴訟の提起や遂行、学問・芸術等の研究のための便宜を図ることや系統的で一貫性のある読書をさせることを主たる目的として備え付けているものではない。なお、特貸官本目録には、法律関係の図書が数十冊掲載されており、貸出可能である。

(オ) 死刑確定者の場合であっても、購入、差入れ又は宅下げの各方法により、 新たな私物を領置物に加えたり、私物として拘置所の外部で保管したりし得ること は一般の在監者の場合と同様であって、死刑確定者の領置物に一般の在監者の領置 物と異なる特別の価値を認める意義はなく、また、認められるべき領置物の保管数 量を収容期間の長短に比例させるべき合理的な理由がないことは前記のとおりであ るところ、この点については、死刑確定者の場合と短期の在監者の場合とにおいて も特段の差異はないから、原告の主張はいずれも失当である。

(カ) 本件省令については、施行時において、多量の領置物を有する被収容者について、施行と同時に領置物を減らすことは実際上困難である上、本件省令の制定に至るまでそれら物品の領置を施設において容認していたことを考慮し、経過措置が設けられているのであり、平成9年9月1日及び25日、原告を含めた全被収容者に対し、所内放送により基準保管数量及び経過措置等について告知し、本件省令施行後も超過数量を告知し、解消するよう指導していた。にもかかわらず、原告は、上記告知から本件処分までの約1年の間において、衣類臥具以外の物については、わずか2箱分を宅下げし、若干の私本その他の文書図画を廃棄しているにすぎない。

原告は、拘置所が本件省令の趣旨を告知放送等した平成9年9月以降、実父らに事情を説明し、宅下げについて理解を求めようとした形跡はないし、原告の実父及び義母が原告に対し、書籍等の宅下げは受け取らないとの明示の意思表示をした事実もなく、拘置所がこれらの者の意思を知り得る立場にはない。

原告は、本件図書は閲読後2週間以内にCに宅下げ可能であると主張するが、原告自身が「Cはアパート住まいで私物のすべてを保管することは困難である。」としていることからすれば、閲読後必ずCに宅下げされることは到底期待できない。

原告は、いったん宅下げした書籍は、超過量をゼロにしない限り、再差入れが認められないから、宅下げ可能なものについても再使用に備え獄中で保有せざるを得ない旨の主張をするが、原告の数千冊に上る領置書籍のうち、せいぜい年間に自数十冊を舎下げ利用したにすぎず(なお、この点について、被告は、当初、平成9年9月の上記所内放送以降、原告が書籍を舎下げした事実は皆無といってよい旨主張していたところ、原告の指摘によって再調査の上、主張を改めたものである。)、大部分の書籍が全く閲読されることなく領置倉庫に保管されているという実態に何ら変わりはなく、いったん宅下げした書籍の再差入れの必要性がどれほど生じるかは極めて疑問である。そして、原告の平成10年4月14日現在の「衣類臥具以外の物」の保管量は7

7. 5箱であり、同保管量には受信書は含まれておらず、裁判資料4箱、パンフレット類14箱が含まれていることを考慮しても、およそ60箱の「衣類臥具以外の物」については、一度読んだまま、舎下げされることもなく領置倉庫に保管されている書籍ということになる。すなわち、原告の再使用に備えるため獄中で保管せざるを得ない旨の主張は、実態と符合しない机上で考え出された事情といわざるを得ない。

本件図書に限っても、本件出願の際提出した誓約書では、拘置所として、原告がいつ誰に対して本件図書を宅下げするのか判断できず、宅下げが実行されないという事態も想定される。

(キ) 東京拘置所長が、原告について、平成11年7月以降、それまでの方針を一部改め、現に訴訟上必要と認められる合計13冊の書籍について、購入又は差入れを認めていることは、原告自身が認めているところであり、拘置所においては、個別具体的な事情に照らし、特別の理由があると認められる場合に、新たな差入れ等を許可するなど、監獄の長に与えられた裁量権を合理的に行使しているところである。

(ク) 法における「領置」とは、被収容者の私物について、その占有を監獄に強制的に移して占有を継続する公法上の保管行為を意味するものである。宅下げが許可された領置物についても、宅下げがされるまでの間は監獄における強制的な保管は継続しており、宅下げされてはじめて監獄による領置が解除されることとなる。よって、宅下げが許可された領置物であっても、宅下げされるまでの間は、一般の領置物と同じく、法に基づき一般の領置物と同じく、監獄において「善良な管理者の注意」をもって保管すべきことは当然であり、宅下げが許可されたからといって、事実上の領置となるわけではない。

て、事実上の領置となるわけではない。 また、宅下げが許可された雑誌やパンフレット類は、宅下げがされるまでの間保管されることになるが、これらも領置物として保管されることに変わりはなく、「衣類臥具以外の物」に該当しないにすぎない。本件図書が、閲読後廃棄となる雑誌に該当せず、本件省令に定める「衣類臥具以外の物」に該当するのに対し、宅下げが許可された雑誌やパンフレット類は「衣類臥具以外の物」として取り扱われる物でないことは、取扱い上明らかである。

(ケ) 本件図書が、閲読後廃棄となる雑誌に該当しないことについては原告も認

めるところであるから、本件図書について雑誌と同一の扱いをしなかったからといって、そのことに裁量権の濫用はない。

(コ) 拘置所の被収容者の員数は常に変動しており、それに伴って領置倉庫に保管される領置物の数量も常に変動するのであるから、ある時点において、領置倉庫に空き容量があったとしても、それは当然の事態である上、収容人員の増加による領置物の数量の増大に対処するためには、新たな領置物を適正かつ良好に管理するための収容場所を確保しておくことは必要不可欠である。このように領置倉庫に空きがあることと、限られた人的・物的条件の下で、被収容者間の処遇の公平にも配慮しつつ、領置物を適正かつ良好に管理することを要請される拘置所の領置事務に支障が生ずる蓋然性があるかないかとは別問題であるから、この点からも原告の主張は失当である。

(3) 本件の争点

本件の争点は、本件処分の違法性であり、その前提として、本件省令の違法性が問題となる。

第3 争点に対する判断

1 本件省令の適法性

(1) 監獄法には、被収容者の領置物の量を制限し得る旨の規定は見当たらない。そこで、法務省令によって被収容者の領置物の量を制限し得るか否かを検討のできところ、監獄自体は、人の拘禁を主たる目的とするものであって、被収容者の施設ではないのであるから、被収容者の求めに応じて尊重されるべきるとは論を待たないところであるから、監獄の設置者には、被収容者が拘禁目的に反しない限度で、監獄内の日常生活において個人としての整確を追求するのに必要な物品等については、これを領置し得る人的物的施設の整備を追求するのに必要な物品等については、これを領置し得る人的物的施設の整備を追求するのに必要な物品等にある。このことからすると、省令によの整備をのであるが、その内容は、被収容者の幸福追求権を不当に制限するものであってはあるが、その内容は、被収容者の幸福追求権を不当に制限するものであってはあるが、その内容は、被収容者のが相当である。

を図りつつ日常の生活を送るため、また、自らが人間らしい生活を送るための限られた手段として、図書等の情報に触れる機会を得ることは一般の自由刑受刑者のそれよりも一層重要なものであるとして尊重されるべきであって、その者の希望次第では相当量の書籍を領置することもやむを得ないと考えられる。これらは被収容者の類型による差異であるが、外部交通の難易という個別的な事情が異なる場合には、同様の類型の被収容者間においても必要な領置物の量には著しい差異が生ずると考えられる。すなわち、差入れ及び宅下げといった外部交通の相手方が監獄側の措置により制限されている者や、その者の事情によりそのような相手方がいない者などについては、随時差入れや宅下げによって領置物を補充・変更し得る者に比べて、相当多量な領置物が必要となることは明らかである。

(2) 上記の観点から、本件省令の適否を検討するに、まず、被収容者1人当たりの領置し得る衣類臥具の種類及び種類ごとの個数を定めるに当たって、被収容者の法的地位、性別等を勘案して定めるとしている(3条)点は、被収容者の類型に着目している点で妥当なものである。

個している点に対する。 しかし、領置物のうちの領置倉庫における被収容者1人当たりの保管量(以下 「制限保管量」という。)を定めるに当たって、本件省令4条2項は、倉庫全体の 容量を単純に収容定員で除して算出するものとしており、被収容者の類型に着目していない点で問題があるといわざるを得ない。しかも、このようにして算出して制 限保管量から3条で定められた衣類の総数の保管に要する容量を減じたものをして表類 取保管量としており、このことと既決囚については衣類の で表類以外の物の保管量としており、このことと既決囚については衣類の自弁 が制限されていることから、衣類以具以外の物(例えば書籍等)については、より が制限されていることから、衣類以具以外の物(例えば書籍等)については、より が制限とすると考えられる長期の未決拘禁者や死刑確定者の方が既決囚よりも制限保管量が少ないことになりかねないという極めて不合理な内容となっている。

被告は、この点について、特定の要素に着目して被収容者1人当たりの領置物の総量決定の基礎とすることについては、むしろ不公平な結果をもたらし、不合理であると主張する。しかし、上記で指摘した点は、被収容者の法的地位に基づ等取りな差異であり、このような差異を捨象した定めをすることは、実質的な事となり、を放棄したものとの見方もあり得よう。また、被告は、本件省令は、「最も必要な物を手元に置き、不要な物を廃棄し、必要な物を他人に預けるなど、適宜の措をを講ずるのが通常であるという一般常識を行刑施設に適用」(乙14、6頁)を講びあるとの説明をしているが、未決囚はともかく、受刑者、特に死刑確定とものであるとの説明をしているが、未決囚はとものもの指した死刑であるには、領置物を宅下げによって他人に預けることもままならず、一般常識にあるには、領置物を宅下げによって他人に預けることもままならず、一般常識にあるた行動がとれないことを甘受せざるを得ない立場にあることにも留意すべきである。

、(3) 上記のように、本件省令は、少なくとも長期の未決拘禁者や死刑確定者に関する制限保管量の定め方について、その文言のみをみる限りにおいて、疑問が生じないでもない。しかし、原告は、この本件省令の施行前から東京拘置所に収容され、制限保管量を大きく超過する量の領置物を保管されていたものであって、本件省令は、このような者について、制限保管量を超える部分の廃棄等を強制するものではなく、単に、新たな購入や差入れを裁量的に制限し得る旨を定めるものであるから、この裁量権が合理的に行使されている場合には、原告との関係において違法な公権力の行使があったと認められることはかなり限定されるものと考えられる。

な公権力の行使があったと認められることはかなり限定されるものと考えられる。 そこで、本件省令自体の適否については、疑問を留保するにとどめ、本件における東京拘置所長の裁量権行使の適否について判断することとする。 2 本件処分の適否

(1) 本件省令7条及び8条は、既に制限保管量を超える領置物の保管を受けている被収容者が、衣類臥具以外の物(飲食物等を除く。)の購入をする場合又は差入れを受ける場合、監獄の長はこれを許さないことができるとし、その許否を監獄の長の合理的な裁量に委ねている。

この裁量権の行使については、被告側も公式見解として「当該被収容者について、適当な宅下げ先の有無、領置物の増大をもたらした理由、在監期間の長短等の個別具体的な事情に照らし、特別の理由があると認められる場合には、新たな購入又は差入れを許可する」(乙14、8頁)、「被収容者の1人当たりの総量を超えれば、いかなる場合であっても新たな購入又は差入れを不許可とすべしとするものではなく、当該被収容者について、例えば、適当な宅下げ先の有無、領置物の増大をもたらした理由、訴訟準備上の必要性の有無・程度等の個別具体的な事情に照ら

以上のような諸事情に照らして考慮した結果、東京拘置所長のした判断及びその前提として考慮した事実について、社会通念上看過し得ない過誤欠落が存する場合には、その判断自体が裁量権を逸脱濫用したものとして違法といわざるを得ないし、その過誤欠落が職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漠然と職務を行ったことによって生じたと認められるときには、その判断を行ったことが国家賠償法1条1項にいう違法な公権力の行使に該当するものというべきである。

(2) このような観点から、本件処分の適否を検討するに、原告の領置物の状況、本件出願に至る経緯とその内容及び本件処分の必要等については、次の事実が認められる(認定に用いた証拠は、乙9、12、17、21、23のほかは、各認定事実の末尾に記載した。)。

ア 原告の領置物の状況及びその必要性

(ア) 原告は、前記第2、3(1)のとおり、本件処分に至るまで未決勾留を含め約23年間東京拘置所に収容されている者であり、その間、一度拘置所の要請があったほかには保管物の量に制限を受けなかったことから、平成10年10月1日現在、保管数量77.5箱の「衣類臥具以外の物」を領置物としており、そのうち、裁判資料が4箱、パンフレット類は14箱であり、その余はほとんどが差入れ、購入等し、そのまま領置された書籍類である(乙6ないし8)。

(イ) 領置された書籍の具体的内容は明らかではないが、原告は、自らの刑事事件につき再審手続等では、これら裁判手続の追行には訴訟の当時というでは、自らの刑事事所を多数提起しており(乙12)、これら裁判手続の追行には訴訟の当事事件の裁判を適宜参照することが必要となるところ、自らの刑事事件の裁して全151冊、総丁数3万3980丁に及が上、記録は、第1、2審を通じて全151冊、総丁数3万3980丁に及び上、記録のは、第1、2審を通じて全151冊、総丁数3万3980丁に及び上、記録の共同であって(乙10)、その主要部分に限定してものに利が確定して利用であるに保つことが原告の裁判を受ける権利を実効的なものにしたのに表していてのに表していてのに表していた。また、死刑確定者である原告が、自己について研究するなどしていた。はとんどのには、学問等について研究するなども、のには、学問等について研究するなども、を維持することが必要であり、そのためにも書籍は原告にとって非常に重要なものであるから、原告が領置されていた書籍は原告にとって非常に重要なものであるから、原告が領置されていた書籍は原告にとって非常に重要なものであるから、原告が領置されていた書籍は原告にとって非常に重要なものであるから、原告が領置されていた書籍は原告にとってまた。

るお、この点について、被告は、領置倉庫に保管されている数千冊に及ぶ原告の書籍については、原告はせいぜい年間百数十冊を舎下げ利用しているに過ぎず、その大部分が利用されないまま保管されているのみであるとして、獄中で保管する必要性に疑問があると主張する。しかし、年間百数十冊という利用状況は、それほど少ないものといえず、後記のように差入れが必ずしも容易ではなく、前記のように裁判資料だけでも制限保管量を超える以上、いったん宅下げすると再度差入れが可能か否かが危ぶまれる状況下においては、これほどの頻度の利用に備えるにはかなりの書籍を保管しておく必要があると考えられるのであり、被告の疑問は採用し得

ない。そればかりか、被告は、当初、平成9年9月以降、本件処分に至るまで、原告が書籍の宅下げをした事実は皆無といってよいと主張して、これを前提とした同様の疑問を呈し、原告の指摘によって再調査した結果、上記のようにその主張を訂正しているのであって、そのことからすると、東京拘置所長は、原告の保管に係る書籍の利用状況について十分な調査をせず、これについての正確な認識を持たないまま、本件処分を行ったものと認めざるを得ない。

(ウ) 他方、東京拘置所には図書室が設けられ、5000冊程度の書籍が貸出可能な状態とされているものの(乙12)、法律書の数は極めて限られたものとなており(その冊数については、原告が16冊と主張するのに対し、被告の主張はしているが、原告が具体的な題目を挙げて主張しているのに対し、被告の主張は具体性に欠け、被告ひいては東京拘置所長がこの点についての実態を具体的に把握しているのか否かも明らかでない。)、東京拘置所には本件処分当時約200名が収容されていたことや、原告が20年以上の間収容されていることにかんがみれば、必ずしも十分なものであるとは認められない。また、欧米や日本の他の監獄においては行われている、公共図書館の対刑務所サービス(乙11及び18ないし20参照)も、東京拘置所においては行われていない。

(エ) 原告は、外部交通の制限を受けており、死刑確定後は、平成10年7月17日以降、Cが原告の代理人として宅下げを行うことを認められるまでは、年実齢である。文通のみが認められるにすぎず、原告の父は、年の居住地、年齢である。には、原告が死刑判決を受けたことにより家族との交流が希望により面会や宅下げの受領が困難な状況にあった。現旨のでは、原告に対し、平成10年8月25日付けで、宅下物の受領をしないものとされ、の日に送っている。原告は、これらは東京拘置所長によりのの会下が行われるようになったが明まな代理宅下げが行われるようになったがの記し、本件処分のおります。日本のであるにすぎず、Cの生活状況も、一度に大量の領置物の宅下げを行っている(ス23)。明月29日に書籍1箱分、合計約130冊の宅下げを行っている(ス23)。

理宅下げが許可された後、平成10年8月27日及び9月7日に書籍0.5箱分、同月29日に書籍1箱分、合計約130冊の宅下げを行っている(乙23)。 なお、被告は、原告の実父や義父が宅下げについてどのような意思を持っているかを拘置所は知るべき立場にはないと主張しているが、このことは、原告の領置物についての適当な宅下げ先の有無という事情を積極的に調査することなく本件処分を行ったことを自認しているものといわざるを得ない。

(オ) 未決勾留者や受刑者は、刑事手続や刑の執行の終了後、自らの帰るべき住居を持っている場合が多く、そのような住居を持つ者にとって、監獄はあくまでも一時的な居場所であるといえ、自らの所有物等を帰るべき場所に保管し、当面必要なもののみを領置物とすれば足り、それにより生じる支障も一時的なものであるといえるが、死刑確定者は、後に帰るべき場所というものを観念することは困難で、特に収容される前に同居の家族がいなかった者については、一般に、物理的にも心情的にも、別途の場所に自らの所有物を保管し、必要なもののみを領置するということが困難であるといえる。

また、原告の領置物は、そのほとんどが、本件省令の施行前に領置されたものであり、少なくとも領置された当時は適法に領置されたものである。 (カ) 小括

以上によれば、原告が書籍を含む相当量の領置物を監獄内で保管し続けることには十分な理由があり、その宅下げを行わなかったことについてもやむを得ない事情が認められる。

イ 本件処分の必要性及び実効性

(ア) 原告は、本件出願に当たり、本件図書を閲読した後は領置倉庫での保管を求めることなく、本件図書をすみやかに親族に宅下げすることを宣誓し、原告がこの宣誓に違反する行動をとった場合、制約違反を理由に書籍の差入許可が撤回され、書籍を廃棄する措置がとられても一切不服はない旨を記載した宣誓書を添付しており(乙9)、また、平成10年7月17日にCによる代理宅下げが月2回以内許可されるようになって以降、同人は本件処分当時まで毎月2回コンスタントに新可して宅下げを行っている(乙12)。これらの事実によれば、仮に、本件出原を許可したとしても、購入の際に領置倉庫に保管されることはなく、また、宅下げを行うことも可能であるし、仮に、領置倉庫に保管されることがあっても、それは一時的なものであるといえ、実質的にみ

て、現状よりも領置物が増加することはないと評価し得る。このような場合に、本件処分による効果があるとすれば新たな差入れや購入を認めないことにより、被収容者に対する心理的強制となるといったことが考えられるが、このような効果のために処分を行うことが認められないのは言を待たない。

この点につき被告は、宅下げが許可された領置物についても宅下げがされ るまでは法律上領置が継続し、宅下げがされることによってはじめて領置が解除されるのであり、宅下げまでの間は領置物として管理する必要が生じるのであるか ら、宅下げを条件として購入許可を行っても、領置物が増えることに変わりはない 旨を主張し、確かに、被告の指摘するとおり、宅下許可がされた物も、宅下げによ り物の占有を解除するまでは領置物として取り扱わざるを得ず、宅下許可がされた 後は事実上の領置になるとの原告の主張は採用し得ないところであるが、前記のと おり、原告においては、本件処分当時においてもCによる代理宅下げが月2回程度 コンスタントに行われていたのであり、形式的かつ一時的に領置物が増えるといっ ても、そのことにより領置物の適正かつ良好な管理に支障が生じるとは考え難い。 また、被告は、本件図書についての宅下げ又は廃棄の意思表示が撤回されるなど した場合には、被収容者の所有権を排除して当該書籍を強制的に廃棄する法的根拠 が存せず、領置を認めざるを得ない旨を主張し、宅下げ又は廃棄を条件として本件 出願を許可することはできない旨を主張する。しかし、購入許可をし、かつ購入物 を領置するに当たって、東京拘置所長が相当な裁量権を有していることからする これらをするに当たって閲読後の宅下げ又は廃棄との条件を付することに法的 な問題はないと考えられるし、そのような条件が付されている以上、許可がされ、 実際に領置がされた後に宅下げ又は廃棄の意思を撤回し、宅下げ又は廃棄に応じな い旨の意思が表明された場合においては、そもそも購入又は領置の許可条件に違反 することとなるから、これらの処分を取り消した上、法53条2項による差入不許 可物の没入の手続若しくは法54条による私に所持する物の没入手続によって同物 品を没入することができるとみるべきであって、宅下げ又は廃棄の意思が撤回されたとしても、領置物の適正かつ良好な管理に支障をもたらすものとはいえない。そ の上、既に以前に同様の出願を許可した際に、宅下げ又は廃棄の意思表示が撤回されたことがある等の事情が存するのであれば、宅下げ又は廃棄の意思表示が撤回される可能性を理由とすることが認められる場合もあろうが、本件においてはそのよ うな事情も存しない。

(ウ) 以上によれば、本件処分を行わず、本件出願を許可したとしても、原告の領置物が増加するおそれは少ないといえ、本件処分の領置物の適正かつ良好な管理のための必要性はさして高いものとはいえないし、監獄内の規律及び秩序の維持のための必要性も認められないといわざるを得ない。

ウ 本件出願を許可することによって生じる支障

被告は、被収容者の私本購入願いの許否の判断に際し、取扱条件を定める 被収容者が特定の取扱条件を履行しているか否かを常に確認する必要が生じ そのような確認をすることは困難である旨の主張をするが、在監者に交付される書 籍にはすべて閲読許可書が貼付されているから、上記のような条件付きで購入を許 可した書籍については、当該許可書の備考欄に「倉庫保管禁止」等の表示をしてお くことによって条件違反の有無を容易に確認できると考えられる。その上、前記の 判断において本件出願を認めたとしても、すべての条件付私本購入願を許可しなければならないというわけではなく、原告と同様の状況にある在監者はそれほど多いとは到底考えられないのであるから、仮に本件出願を認めた場合、そのような確認 の必要が生じるとしても、そのことが監獄の事務に支障を来すものとはいえない。 また、被告は、本件出願の際に添付された宣誓書ではいつ誰に対して宅下 **(1)** げをするのか判断できない旨を述べるが、原告の宅下げ先には東京拘置所長により 制限がされているのであるから、その時期及び宅下げ先については具体的に明記さ れていなくてもある程度の特定はできるし、そのことが不許可の理由であれば、不 許可の前提として、宅下げの時期及び宅下げ先を原告に釈明すべきであるが、東京 拘置所長としてそのようなことはしていないことは被告も認めるところであって、 にもかかわらず、宅下げの時期及び宅下げ先が不明であることを理由として宅下げ を認めないとすることはできない。

(ウ) さらに、被告は、一度購入を許可すれば、従前許可した書籍の宅下げがされる前に出願がされることが予想され、それに対する出願不許可の理由は困難であるため、新たな図書を際限なく購入することが可能となり、原告の領置物の総量規制が実効性を失う旨の主張をする。確かに、無制限に書籍の購入を認めれば、被告

の主張するような事態が起こるとはいえるが、当初の出願と、当初の許可後宅下げがされる前にされた出願とではその考慮要素が異なるのは当然のことであって、後の申請に対して出願不許可とすることが困難であるとの被告の主張はその前提において失当といわざるを得ない。

(エ) 小括

以上によれば、仮に、本件の条件付出願について、条件付きの閲読許可を行ったとしても、領置倉庫における保管量を増大させるものではなく、そのことにより東京拘置所の事務に著しい支障が生じるものとも認められない。

(3) 結論

以上の検討によれば、原告は、死刑確定者となってからに限っても11年以上にわたって東京拘置所に収容されており、その間、刑事手続を含む多くの訴訟追行や自己の精神の安定を図るための必要からやむを得ず書籍等の領置物が増大するとなどかられるから、それらについて適当な宅下げ先もなかったことが認められるから、被告が国大きを対して説明した公式見解において、差入れ等を許可する例外的な事情として例示する事情をいずれも満たしていたと評価できる。その上、原告は、本件出願に当ちてあえて条件付許可を求めているのであって、そのような条件付許可を求めているのであって、そのような条件付許可を求めているのであって、そのような条件付許可を求めているのであって、そのような条件付許可を求めているのであって、そのような条件付許可を求めているのであって、そのような条件付許可を求めているのであって、そのような条件付許可を求めているのであって、本件処分に当たってもは、行法の判断及びその前提として考慮した事実には、社会通念上看過し得ない過度を認定といる。

である。 その上、東京拘置所長は、原告の保管に係る書籍の利用状況や原告に適切な宅下げ先があるか否かについて十分な調査もせずに本件処分を行っており、このことは職務上通常尽くすべき義務を怠ったことにより、上記のような過誤欠落を招いたものというべきである。また、原告が本件出願において、あえて条件付許可を求めるという柔軟な姿勢を示しているにもかかわらず、東京拘置所長は、実務上の支障等を理由にこれを認めなかったものであるが、その判断には、具体的にどのような支障が生ずるのか、その支障を回避する方策はないかなどの真摯な検討を行った形跡がみられず、この点においても職務上通常尽くすべき注意義務を怠っているものと評価すべきである。

したがって、本件省令自体の適法性を判断するまでもなく、東京拘置所長は違法な本件処分を行うことにより、公権力の行使に当たって、過失により違法に原告に損害を与えたというべきであり、本件におけるいっさいの事情にかんがみると、これによって原告が受けた精神的苦痛による損害は金5万円を下らないものと認められる。

第4 結論

よって、原告の請求は理由があるからこれを認容することとし、訴訟費用の負担につき民事訴訟法61条を適用し、主文のとおり判決する。

東京地方裁判所民事第3部

裁判長裁判官 藤山雅行

裁判官 鶴岡稔彦

裁判官 廣澤諭